

第18期全国審判員研修会

実施要綱

太極拳2～3級審判員および
拳術2～3級審判員用

2019年10月1日
公益社団法人日本武術太極拳連盟

第18期全国審判員研修会を、下記の要領で実施します。公認太極拳・公認拳術 新規受講者および現在公認太極拳2～3級審判員、公認拳術2～3級審判員を対象に、1)「公認太極拳審判員」と、2)「公認拳術審判員」の2種類の資格の認定研修と認定試験を行います。試験の成績に応じて、「公認太極拳審判員」1～3級、および「公認拳術審判員」1～3級の資格を認定します。受講・受験申請者は「公認太極拳審判員」または「公認拳術審判員」の2種類の資格のいずれかを選んで申請していただきます。

申請者は下記の1)または2)の条件を満たした上で3)の条件を満たし、都道府県連盟会長の推薦を得て、下記の申請手続をとっていただきます。

- 1) 2018年度までに「太極拳2段以上(2段～4段)」の技能検定登録をしている人、または、
- 2) 2018年度までに「長拳2級以上(2級～1級)」の技能検定登録をしている人、または、
- 3) すでに「公認拳術審判員」の資格を有し、新たに「公認太極拳審判員」の認定試験を受ける場合は、2018年までに「太極拳初段以上(初段～4段)」の技能検定登録をしている人

受験・登録に際しての注意：

※第17期まで実施されていた「特例受験」の制度は廃止します。上記1) 2) 3)の受験資格を有する人は、審判員研修会・認定試験を受け、成績に応じて1級・2級・3級のいずれの資格をも登録することができます。(例：「公認太極拳1級審判員」資格を有する人が、認定試験を受け、成績によって「公認拳術2級審判員」の資格を得て登録する など)

※ただし、後記する「審判員の職能」により、1級審判員は地方大会で太極拳・拳術の執行審判員をいずれも担当することができます。どちらかの1級審判員ともう一方の2級審判員の資格を持って職能が重複し、実質的な意味はないと考えられますので、登録に際しては熟慮されるようお願いします。

※公認太極拳・公認拳術とも1級審判員であれば、全国大会で両方の審判業務ができ、また公認太極拳・公認拳術とも2級審判員であれば、地方大会で両方の審判業務ができ職能に重複はありません。

※いずれの場合も、公認太極拳・公認拳術の両方の審判員資格を所持する場合、登録に際しては2資格分の登録料が必要になります。

武術太極拳競技を支える人材として、今期の研修会にふるって参加されますようご案内いたします。

1. 参加資格：

全国審判員研修会に参加する人は、都道府県連盟会長の推薦を受けた人であって、なおかつ、下記の条件を満たす人でなければなりません。

- 1) 2018年度までに「太極拳2段以上(2段～4段)」の技能検定登録をしている人、または、
- 2) 2018年度までに「長拳2級以上(2級～1級)」の技能検定登録をしている人、または、
- 3) すでに「公認拳術審判員」の資格を有し、新たに「公認太極拳審判員」の認定試験を受ける場合は、2018年までに「太極拳初段(初段～4段)」の技能検定登録をしている人

2. 資格の範囲と職能：

資格の種類：「公認太極拳審判員」は一級、二級、三級の三種類、「公認拳術審判員」は一級、二級、三級の三種類、の資格とする。

各人が申請した資格の試験の成績に応じて下記の資格を発給する。

「公認太極拳審判員」の職能：

一級審判員

日本連盟が主催、後援、協賛する全国性の競技会、大会等の「太極拳種目」、「伝統拳術種目」および「JOCジュニア大会拳術種目」の審判業務をすることができる。

都道府県大会およびブロック大会のすべての種目の審判業務をすることができる。

二級審判員

日本連盟が主催、後援、協賛する全国性の競技会、大会等の「太極拳種目」の套路審判およびすべての種目の業務審判の審判業務をすることができる。

都道府県大会およびブロック大会のすべての種目の審判長を除く審判業務をすることができる。

三級審判員

都道府県大会およびブロック大会の套路、業務審判員および所属団体大会その他の競技会等の審判業務をすることができる。

「公認拳術審判員」の職能：

一級審判員

日本連盟が主催、後援、協賛する全国性の競技会、大会等の「拳術種目」、「伝統拳術種目」および「JOCジュニア大会太極拳種目」の審判業務をすることができる。

都道府県大会およびブロック大会のすべての種目の審判業務をすることができる。

二級審判員

日本連盟が主催、後援、協賛する全国性の競技会、大会等の「拳術種目」の套路審判およびすべての種目の業務審判の審判業務をすることができる。

都道府県大会およびブロック大会のすべての種目の審判長を除く審判業務をすることができる。

三級審判員

都道府県大会およびブロック大会の套路、業務審判員および所属団体大会その他の競技会等の審判業務をすることができる。

※全国性の競技会、大会とは「全日本選手権」「JOCジュニアオリンピックカップ」「国民体育（スポーツ）大会」「全国健康福祉祭（ねんりんピック）」の4つを指す。

3. 研修カリキュラム・認定試験と資格取得：

各会場とも「公認太極拳審判員養成講習会・認定試験」「公認拳術審判員養成講習会・認定試験」を実施し、学科理論、各論、採点実習、採点試験の各分野で統一した講習と統一基準に基づく試験を行う。試験の成績に基づいて、各級審判員資格を付与する。

4. 実施日程：

日 程：下記の3会場で全国審判員研修会を実施する。受講・受験者は下記のいずれか1会場を選んで申請する。

1) 東京会場： 2020年2月8日（土）～9日（日）

会場名： 東京・「日本連盟トレーニングセンター」

東京都江戸川区松江1-9-15 TEL 03-6231-4911

2) 鳥栖会場： 2020年2月22日（土）～23日（日）

会場名： 佐賀県鳥栖市・「サンメッセ鳥栖」

鳥栖市本鳥栖町1819 TEL 0942-84-2121

3) 大阪会場： 2020年3月7日（土）～8日（日）

会場名： 大阪市・「大阪トレーニングセンター」

大阪市西淀川区御幣島3-14-24 TEL 06-6478-3003

武術太極拳

5. 統一タイムスケジュール：

	第1日	第2日
午前	9:00～ 9:30 受付 9:30～ 9:45 開講式・諸注意 9:45～11:45 学科 審判法総論（共通） 〈11:15～11:30 休憩〉 11:30～12:30 学科試験 〈12:30～13:30 昼食休憩〉	9:20～ 9:50 受付 10:00～11:15 採点練習（太極拳） 採点練習①（拳術） 〈11:15～11:30 休憩〉 11:30～12:30 採点試験①（太極拳） 採点練習②（拳術） 〈12:30～13:30 昼食休憩〉
午後	13:30～15:00 審判法各論（太極拳・拳術） 〈15:00～15:15 休憩〉 15:15～17:00 採点法（太極拳・拳術）	13:30～16:00 採点試験②（太極拳） 採点試験（拳術） 16:00 解散

※太極拳と拳術では演技時間に差があり、映像研修にかかる時間が異なるため、予定が多少前後することがある。それぞれ現場の講師がその都度指示する。

6. 受講・受験料と参加費用：

1) 受講・受験料；

「公認太極拳審判員」 申請者1人 1万5千円

「公認拳術審判員」 申請者1人 1万5千円

2) 会場設備費用（会場費とビデオ機材設置費用等）；

「公認太極拳審判員」 申請者1人 5千円

「公認拳術審判員」 申請者1人 5千円

研修および採点試験の効果を挙げるために、ビデオモニターを設置して実施します。ビデオ資料、ビデオによる試験問題の作成費等が加わるため、上記の金額となっていますのでご了解下さい。

受講・受験料および会場設備費用合計2万円は、研修会参加申込み時に都道府県連盟を通じて、12月2日（月）までに日本連盟の指定口座に納付していただきます。

7. 参加申込み方法：

都道府県連盟が一括して申し込み：

都道府県連盟が、下記の申込書類をまとめて、下記の申込期限までに一括して申し込んで下さい。個人の直接申込は受理しません。

1) 「参加申込書」：

所定の事項を記入し、申込者本人印と所属する都道府県連盟の承認印を付し、参加者の顔写真1枚（ヨコ2.5cm×タテ3cm、裏面に氏名を記入したもの）を添付する。

2) 受講・受験料：

受講・受験料および会場設備費用の合計金額2万円を、各都道府県連盟指定の方法で納付して下さい。

参加申込み期限：

参加申込書類と受講・受験料は、2019年12月2日（月）までに日本連盟に必着のこと。 期限を過ぎた申込みは、準備作業の都合上、受け付けられません。

8. 受験票・会場案内の配布：

参加申込みが受理された人の受験票、会場案内は事前に都道府県連盟宛に送付します。

特記事項「受験票」：

期限内に申込み手続きを完了し、日本連盟から都道府県連盟・加盟団体を通じて「受験票」を配布された受験者が、実施当日に「受験票」を持参して受付けで提示しなかった場合は、いかなる事情があっても、受講・受験することはできません。公認審判員の資格試験に「受験票」の不携帯は、容認されません。

9. 資格の受給手続：

- 1) 研修終了後、講師および試験委員による成績評価に基づき、連盟審判委員会および常務理事会の審査を経て、上記資格の該当者を決定し、都道府県連盟宛に通知します。
- 2) 通知を受けた人は、決定通知時に都道府県連盟宛にあらためて送付される「審判員資格登録申請書」に記入し、指定の顔写真2枚（ヨコ2.5cm×タテ3cm）を都道府県連盟を通じて送付し、下記の登録料を都道府県連盟を通じて、納付していただきます。
- 3) 認定登録料 「公認太極拳審判員」

一級審判員	=	3万円
二級審判員	=	2万円
三級審判員	=	1万円

「公認拳術審判員」

一級審判員	=	3万円
二級審判員	=	2万円
三級審判員	=	1万円

上記手続を終了した人に対して、連盟は、連盟会長名で発行する「公認太極拳審判員認定証」または「公認拳術審判員認定証」と「公認太極拳審判員証明書」または「公認拳術審判員証明書」（いずれも顔写真付）を交付します。

4) 資格の存続期間

資格の有効期限は2年間とし、更新できるものとします。

今期取得の資格有効期間は2020年4月1日から2年間=2022年3月31日まで

10. 教材について：

今期の研修及び試験は、以下の教材を使用して実施します。

①審判業務に必要な採点の知識

2013年6月改訂発行の『競技ルールと審判法』

40～41ページ 武術太極拳競技審判員が備えるべき条件（共通）

13ページ 第2章 長拳の採点方法（拳術）

21ページ 第3章 剣術、刀術、槍術、棍術の採点方法（共通）

26～27ページ 第4章 南拳の採点方法（拳術）

33ページ 第5章 太極拳の採点方法（太極拳）

②順位決定方法

2013年6月改訂発行の『競技ルールと審判法』

3ページ 第3条 順位決定

2010年4月発行『2005年国際武術套路競技規則』

4～5ページ 第17条 順位の確定

③新ルール採点方法

2010年4月発行『2005年国際武術套路競技規則』

以上のうち、①と②は学科試験の範囲としますので、事前に十分学習しておくようお願いします。

「2013年6月改訂発行『競技ルールと審判法』」および「2010年4月発行『2005年国際武術套路競技規則』」は、事前に全員必ず入手し、当日持参してください。

以上